

見附市告示第156号

見附市林地台帳及び林地台帳地図取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年12月24日

見附市長 稲田亮

見附市林地台帳及び林地台帳地図取扱要領の一部を改正する要領

見附市林地台帳及び林地台帳地図取扱要領（令和元年見附市告示第80号）の一部を次のように改正する。

別表1本人であることを確認するに足りる書類（申請書を郵送する場合は写しを添付）の部1枚の提示で足りるものとの款中「住民基本台帳カード」を削り、同部2枚以上の提示が必要なもの（氏名、生年月日及び住所が分かる組み合わせ）の款中「写真の貼付のない住民基本台帳カード」を削る。

附 則

この要領は、令和7年12月29日から施行する。